

〈論 文〉

保有目的区分の変更に関する動向

檜 山 純

(札幌大学経営学部非常勤講師・産業経営研究所客員研究員)

I 問題の所在

企業会計基準委員会は、2008年12月5日に実務対応報告第26号「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」（以下、実務対応報告）を公表し、当面の間、有価証券の保有目的区分間の振り替えを認めることにした。従来は、取得当初の保有目的区分を取得後に変更することを原則として認めず、変更を認める場合を限定することにより、判断の恣意性を排除してきた。

しかし、国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board, 以下、IASB）が、2008年10月13日に国際会計基準（International Accounting Standards, 以下、IAS）第39号「金融商品：認識と測定（Financial Instruments：recognition and measurement）」と国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards, 以下、IFRS）第7号「金融商品：開示（Financial Instruments：disclosures）」を改定する「金融資産の保有目的区分の変更（Reclassification of Financial Assets, IASB [2008 b]）」を公表したことへの対応として、保有目的区分の変更要件を緩和したのである。IASBによる改定は、最近の金融市場における混乱と信用危機（credit crisis）に端を発したものである。ただし、信用危機以前のIASBは、保有目的区分の削減を図ることを意図したプロジェクトを進行していた。

本稿は、有価証券¹⁾の保有目的区分の変更に関

する2008年の動向を概観することにより、国際社会における会計基準の設定に関する今後の展望を明らかにすることを目的とする。まず、第Ⅱ節では、わが国における有価証券の保有目的区分の取扱いについて考察する。次に、第Ⅲ節において、国際会計基準における有価証券の保有目的区分の取扱いについて考察する。これらにもとづき、第Ⅳ節において保有目的区分の変更に関する動向と今後の展望を明らかにする。

II わが国における有価証券の会計処理

1 原則的な取扱い

わが国では、有価証券に関する会計処理において、有価証券を以下の4種に区分し、各々の区分に応じて貸借対照表価額や評価差額等の処理を定めている²⁾。

- ・ 売買目的有価証券
- ・ 満期保有目的の債券
- ・ 子会社株式及び関連会社株式
- ・ その他有価証券

売買目的有価証券は時価を貸借対照表価額とし、評価差額を当期の損益として処理するとさ

2) 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（以下、実務指針）、第59項。

なお、わが国では、「時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券」について、①社債その他の債券の貸借対照表価額は債権の貸借対照表価額に準ずる、②社債その他の債券以外の有価証券は取得原価を貸借対照表価額とする、と規定している（企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下、金融商品会計基準）、第19項）。

1) わが国の実務対応報告第26号との比較検討を行うため、本稿は金融商品のうち有価証券を対象とする。

れている³⁾。満期保有目的の債券は取得原価を貸借対照表価額とする⁴⁾。子会社株式及び関連会社株式は取得原価を貸借対照表価額とする⁵⁾。その他有価証券は時価を貸借対照表価額とし⁶⁾、評価差額は税効果会計を適用して処理する。具体的には、洗替方式にもとづき、評価差額の合計額を純資産の部に計上する方法（全部純資産直入）、または時価が取得原価を上回る銘柄の評価差額を純資産の部に計上し、時価が取得原価を下回る銘柄に係る評価差額を当期の損失として処理する方法（部分純資産直入）のいずれかにより処理することになる⁷⁾。以上をまとめたものが〔図表2.1〕である。

〔図表2.1〕わが国の有価証券の会計処理

保有目的	貸借対照表価額	評価差額等
売買目的有価証券	時価	損益
満期保有目的の債券	取得原価*	—
子会社株式及び関連会社株式	取得原価	—
その他有価証券	時価	純資産直入*

* 債券金額と異なる金額による取得は償却原価法を適用
継続適用により、部分純資産直入可

わが国では、有価証券の保有目的区分について、正当な理由のない変更を認めてこなかった⁸⁾。正当な理由により保有目的区分の変更を行った場合における振替時の評価額は、原則として、変更前の保有目的区分における評価基準による⁹⁾。

具体的には、それぞれ以下のように規定され

- 3) 金融商品会計基準、第15項。
- 4) 金融商品会計基準、第16項。ただし、債券を債券金額より低い価額または高い価額で取得した場合において取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは償却原価法に基づいて算定された価額を貸借対照表価額とする。
- 5) 金融商品会計基準、第17項。
- 6) 継続適用により、期末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を期末時価とする方法も認められている。
- 7) 金融商品会計基準、第18項。
- 8) 実務指針、第80項。この場合の正当な理由とは以下の場合である（実務指針、第80項および第280項）。
 - ・ 資金運用方針の変更または特定の状況の発生に伴って、保有目的区分を変更する場合：資金運用方針の変更または特定の状況の発生による場合、企業環境等の外部要因や経営者の交代などによりト

ている。

売買目的有価証券から他の保有目的区分への変更は、次のように規定されている。取得後において満期保有目的の債券へ変更することはできない¹⁰⁾。満期保有目的の債券は、取得当初の意図にもとづいて分類されるものであるためである。株式の追加取得等により持分比率が増加し、子会社株式または関連会社株式に該当することになった場合には、該当する日の時価で振り替え、振替時の評価差額を損益計算書に計上する¹¹⁾。その他有価証券への変更は原則として認められない。ただし、資金運用方針の変更、法令や基準等の改正または適用によって有価証券のトレーディング取引を止める場合には、すべての売買目的有価証券をその他有価証券に振り替えることができるとされており、この場合には振替時の時価を新しい帳簿価額とし、評価差額を損益計算書に計上する¹²⁾。

満期保有目的の債券から他の保有目的区分への変更は、次のように規定されている。売買目的有価証券またはその他有価証券への変更は可能である。ただし、一定の条件を満たさない限り、一種のペナルティが課されることにな

レーディング取引を開始する場合、トレーディング取引を止める場合が想定される。

- ・ 実務指針の規定により、保有目的区分の変更があったとみなされる場合：満期保有目的の債券の一部を正当な理由なく保有目的区分を変更または途中売却した場合が想定される。
 - ・ 株式の追加取得または売却により持株比率等が変動したことに伴い、子会社株式及び関連会社株式区分から他の保有目的区分にまたはその逆の保有区分に変更する場合：株式の追加取得や売却により、従来子会社や関連会社ではなかった会社が子会社や関連会社に該当することになった場合、株式の一部売却等により、子会社や関連会社ではなくなった場合が想定される。
 - ・ 法令や基準等の改正または適用により、保有目的区分を変更する場合：法令や基準等の改正または適用により、保有目的区分を変更しなければならぬ場合が想定される。
- 9) 実務指針、第283項。
 - 10) 実務指針、第82項。
 - 11) 実務指針、第87項。
 - 12) 実務指針、第85項。

〔図表2.2〕 わが国の保有目的区分の変更に関する原則的な取扱い

	売買目的有価証券	満期保有目的の債券	子会社株式及び 関連会社株式	その他有価証券
売買目的有価証券		認めない (82項)	時価 (87項)	原則認めない 時価 (85項)
満期保有目的の債券	償却原価法 (84項) ペナルティ (83項)		×	償却原価法 (84項) ペナルティ (83項)
子会社株式及び 関連会社株式	帳簿価額 (89項)	×		帳簿価額 (89項) 企業結合 (288, 290項)
その他有価証券	原則認めない 時価 (86項)	認めない (82項)	帳簿価額 (88項) 例外あり	

る¹³⁾。このペナルティとは、保有しているすべての満期保有目的の債券を売買目的有価証券またはその他有価証券に振り替えなければならず、さらに、保有目的区分の変更を行った事業年度を含む2事業年度に取得した債券について、満期保有目的の債券への分類を認めないという規定である。このようなペナルティは、満期保有目的の債券の一部を償還期限前に売却した場合にも適用される。保有目的区分の変更または一部売却のペナルティとしてその他の満期保有目的の債券を売買目的有価証券やその他有価証券に変更した場合には、変更時の償却原価で振り替えることになる¹⁴⁾。

子会社株式または関連会社株式から他の保有目的区分への変更は、次のように規定されている。子会社株式または関連会社株式の売却により持分比率が減少し、子会社株式または関連会社株式に該当しなくなった場合には、帳簿価額で変更後の区分に振り替える¹⁵⁾。

その他有価証券から他の保有目的区分への変更は、次のように規定されている。売買目的有価証券への変更は原則として認められない¹⁶⁾。ただし、一定の状況に該当した場合には¹⁷⁾、売買目的有価証券への変更が強制される。この場合には、振替時の時価を新しい帳簿価額とし、評価差額を損益計算書に計上する¹⁸⁾。満期保有目的の債券への変更も認められない¹⁹⁾。株式の追加取得等により持分比率が増加し、子会社株式または関連会社株式に該当することになった場合には帳簿価額で振り替えることになる²⁰⁾。

これらのわが国における従来の保有目的区分を変更する際の取扱いは、〔図表2.2〕のようにまとめられる。

2 当面の取扱い

原則的な取扱いに対して、企業会計基準委員

13) 実務指針、第83項。

次のような一定の状況下では、損失や不利益を回避するために保有目的区分を変更したり、後述のような償還期限前に一部を売却したりすることが、ペナルティなしに認められている。

- ・債券発行者の信用状態の著しい悪化
- ・税法上の優遇措置の廃止
- ・法令の改正または規制の廃止
- ・監督官庁の規制・指導
- ・自己資本比率等を算定する上で使用するリスクウェイトの変更
- ・その他、予期できなかった売却または保有目的の変更をせざるを得ない保有者に起因しない事象の発生

14) 実務指針、第84項。

15) 実務指針、第89項。

16) 実務指針、第86項。

17) 資金運用方針の変更、法令や基準等の改正または適用によって有価証券のトレーディング取引を開始する場合、有価証券の売買を頻繁に繰り返したことが客観的に認められる場合が該当する（実務指針、第86項）。

18) 実務指針、第86項。

19) 実務指針、第82項。

20) 原則的な考え方であれば、その他有価証券から子会社株式及び関連会社株式への振り替えは、振替時の時価をもって新しい帳簿価額とすることになる。しかし、企業結合・事業分離等適用指針との整合性を図るため、例外的に帳簿価額のままで振り替えることとしている（実務指針、第283項）。

ただし、部分純資産直入を採用し、その他有価証券について評価差損を計上していた場合には時価による評価後の価額で振り替えることになる（実務指針、第88項）。

会は2008年12月5日に実務対応報告を公表した。国際的な情勢に配慮して、当面の間、例外的な会計処理を認めることにしたのである。実務対応報告は、2008年10月28日の「債券の保有目的区分の変更に関する論点の整理」(以下、「論点整理」)と2008年11月26日の実務対応報告公開草案第29号「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い(案)」(以下、「公開草案」)の公表、各々に対するコメント・レターへの対応という企業会計基準委員会の運営規則を踏んで公表された²¹⁾。

実務対応報告では、IASB [2008b] の内容と整合させるため、売買目的有価証券からその他有価証券への変更、売買目的有価証券から満期保有目的の債券への変更、その他有価証券から満期保有目的の債券への変更という、3つの保有目的区分の変更を許容することとなった。

まず、売買目的有価証券からその他有価証券への変更を認めた。この場合には、振替時の時価を新しい帳簿価額とし、評価差額を当期の損益に計上する²²⁾。原則として認められなかった売買目的有価証券からその他有価証券への変更を許容した理由は、国際的な動向を考慮したためである。国際社会では、想定し得なかった最近の市場環境の著しい変化により、流動性が極端に低下していることが指摘された。保有する債券を公正な評価額である時価で売却することが困難な期間が相当程度生じているような稀な場合、売買目的有価証券の定義および要件を満たしていないと考えられるようになったのである²³⁾。このような稀な場合に、企業が時価の変動により利益を得ることを目的としないことを

明らかにし、該当する債券の保有目的区分を変更することを認めたのであった。このような国際社会の動向に対応した結果、わが国においても当面の間、売買目的有価証券からその他有価証券への区分変更ができるようになったのである²⁴⁾。

売買目的有価証券から満期保有目的の債券への変更は、振替時の時価を新しい帳簿価額とし、評価差額を当期の損益に計上することにより認められるようになった²⁵⁾。IASBは、稀な場合において、企業が時価の変動により利益を得ることを目的としないことを明らかにし、満期保有目的の債券の定義および要件を満たしたうえで該当する債券の保有目的区分を変更することを認めた。このようなIASBの対応にあわせて、当面の間、売買目的有価証券から満期保有目的の債券への区分変更ができるようになったのである²⁶⁾。

最後に、その他有価証券から満期保有目的の債券への変更は次のように規定される。稀な場合において、満期保有目的の債券の定義および要件を満たしたうえで保有目的区分を変更したときには、当面の間、その他有価証券から満期保有目的の債券への区分変更が認められるようになった²⁷⁾。変更の際には、振替時の時価を新しい帳簿価額とし、評価差額を純資産の部に

24) 実務対応報告、第5項。

「論点整理」では以下のような反対意見が提示されていた(論点整理、第7項)。

(1)「売買目的有価証券への分類はその取得当初の意図に基づいて行われるもの」であり、「保有目的区分を厳格にすることにより判断の恣意性を排除することとしており、原則として取得当初の保有目的を取得後に変更することは認めず、保有目的区分の変更が認められる場合を限定している」こと

(2)「会社の資金運用方針等に基づき、同一銘柄の有価証券を異なる保有目的区分で保有することも認められる」としているため、その一部だけ振り替えることができるとすると恣意性は避けられないこと

25) 実務対応報告、第10項。

26) 実務対応報告、第9項。

27) 実務対応報告、第13項。

「論点整理」では以下のような反対意見が示されていた(論点整理、第15項)。

21) 「企業会計基準委員会等運営規則」および平成13年12月21日付けの「会計基準等の開発・公表の手続きについて」によれば、企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告の公表までの手続きは、①論点整理の作成、②論点整理の公表、③公開草案の作成、④公開草案の公表、⑤会計基準等の開発、⑥会計基準等の公表という6つのプロセスを踏むことになっている。

22) 実務対応報告、第6項。

23) IASBにおける変更については、本稿第Ⅲ節において検討している。

〔図表2.3〕 わが国における保有目的区分の変更に関する当面の取扱い

	売買目的有価証券	満期保有目的の債券	子会社株式及び 関連会社株式	その他有価証券
売買目的有価証券	/	当面の間、認める 振替は時価 評価差額は当期損益 追加情報の開示必要	時価（87項）	当面の間、認める 振替は時価 評価差額は当期損益 追加情報の開示必要
満期保有目的の債券	償却原価法（84項） ペナルティ（83項）	/	×	償却原価法（84項） ペナルティ（83項）
子会社株式及び 関連会社株式	帳簿価額（89項）	×	/	帳簿価額（89項） 企業結合（288, 290項）
その他有価証券	原則認めない 時価（86項）	当面の間、認める 振替は時価 評価差額は当期損益 追加情報の開示必要	帳簿価額（88項） 例外あり	/

計上し、満期までの期間にわたって償却原価法の処理に準じて損益に振り替えることになる。純資産の部に計上されたその他有価証券に係る評価差額は、通常の場合と同様に税効果会計を適用する²⁸⁾。

その他有価証券から満期保有目的の債券への保有目的区分の変更については、賛否両論が存在した。当面の間に限らずにその他有価証券から満期保有目的の債券への変更を認めるべきであるとする意見がある一方で、IAS39の改定の対象ではなかったその他有価証券から満期保有目的の債券への振り替えについては取り扱う必要がないという意見もみられた²⁹⁾。結局、原則的な取扱いが同じである売買目的有価証券から満期保有目的の債券への変更を認めたことから、その他有価証券から満期保有目的の債券への変更も、当面の間、認めることになったのである³⁰⁾。

実務対応報告による有価証券の保有目的区分の変更に関する取扱いは、上記の〔図表2.3〕のようにまとめられる（強調部分が従来と異なる部分である）。

実務対応報告の公表により、わが国の有価証券の会計処理は改定後のIASと同様の規定になったといわれている。しかし、実務対応報告は2010年3月までの時限基準である。コンバージェンスが議論されているこの時勢に、IASと合致させる内容への改定がなぜ当面の取扱いとされたのであろうか。次節において、実務対応報告公表の契機となったIAS39改定の経緯を検討することにする。

Ⅲ 国際会計基準における有価証券の会計処理

1 改定前の取扱い

IAS39では、有価証券を以下の3つの区分に分類して、各々について測定方法を規定している³¹⁾。

・ 損益計算書を通じて公正価値で測定される金融資産（Financial Instruments at Fair Value through Profit or Loss, 以下、FVTPL）

「我が国では、…、次のような理由から、会計上、改めて保有目的区分の変更を認める必要性は乏しいという考え方がある。

- (1) その他有価証券は、売買目的有価証券と異なり、満期まで保有する可能性のある債券を含むものであること
- (2) その他有価証券に区分した債券には、償却原価法を適用し、その上で、時価のある債券については、償却原価と時価との差額を純資産の部における評価・換算差額等として処理し、必要に応じて減損処理するため、基本的に、満期保有目的の債券と損益計算への影響は同じであること」。

29) 実務対応報告、第14項。

30) 実務対応報告、第14項。

31) IAS39, par. 45.

なお、IAS39は1999年3月に国際会計基準委員会から公表され、その後幾たびかの改定が行われている。本稿では、IAS39は2008年10月、改定前IASは2008年1月現在の規定をさしている。

28) 実務対応報告、第15項。

- = トレーディング目的有価証券
(Held for Trading, 以下, HFT)³²⁾
- ・満期保有投資 (Held to Maturity Investments, 以下, HTM)
- ・売却可能金融資産 (Available for Sale Financial Assets, 以下, AFS)

上記のうち, HFTおよびAFSは売却その他の処分時の取引費用を控除せず公正価値で測定し³³⁾, HTMは実効金利法を用いて償却原価法で測定する³⁴⁾。この場合の評価差額は, HFTは損益計算書上で³⁵⁾, AFSは持分変動計算書を通じて資本の部で直接に認識する³⁶⁾。HTMは認識の中止および減損時に損益計算書上で認識する³⁷⁾。改定前のIAS39では, 原則として保有目的区分の変更を認めていなかった。特に, 他の保有目的区分からHFTへの変更, およびHFTから他

の区分への変更を禁止していた³⁸⁾。例外的に, 企業の意図または能力の変化によりHTMに分類することが適切でなくなった場合にのみ, そのHTMをAFSに変更することを容認していた。ただし, 企業が当期中または直前2事業年度中に僅少とはいえない金額のHTMを満期前に売却するか保有目的区分を変更した際には, 残っているHTMをAFSに変更しなければならないという規定 (tainting: 以下, テインティング規定)の適用を受けなければならない³⁹⁾。HTMからAFSへ保有目的区分を変更する際には, 帳簿価額と公正価値との評価差額について持分変動計算書を通じて資本の部で直接に認識しなければならない⁴⁰⁾。

このような改定前IAS39による有価証券の会計処理と保有目的区分の変更は, [図表3.1] および [図表3.2] のようにまとめられる。

[図表3.1] 改定前IAS39の有価証券の会計処理

保有目的	貸借対照表価額	評価差額等
HFT	公正価値	損益
HTM	取得原価	—
AFS	公正価値	資本直入

[図表3.2] 改定前IAS39の保有目的区分の変更に関する取扱い

	HFT	HTM	AFS
HFT	/	禁止 (par. 50)	禁止 (par. 50)
HTM	禁止 (par. 50)	/	資本直入 (par. 51) テインティング (par. 52)
AFS	禁止 (par. 50)	資本直入 (par. 51) テインティング (par. 52)	/

32) 金融商品全体でみた場合, FVTPLにはデリバティブ, および公正価値オプションを適用して公正価値評価を行うと指定した金融資産HFTが含まれる。ただし, 本稿は有価証券の会計処理のみを検討することから, HFTのみを対象とする。

33) 改定前IAS39, par. 46.

34) 改定前IAS39, par. 46 (b).

なお, 活発な市場における公表市場価格がなく, 公正価値を信頼性をもって測定できない持分証券は取得原価である。

35) 改定前IAS39, par. 55 (a).

36) 改定前IAS39, par. 55 (b).

37) 改定前IAS39, par. 56.

38) 改定前IAS39, par. 50.

39) 改定前IAS39, par. 9. ただし, 以下の3つの場合の売却または保有目的区分の変更は除かれる。

- i) 満期日または有価証券の任意償還日に非常に近く, そのため市場金利の変動が当該有価証券の公正価値に重要な影響を有していないもの
- ii) 有価証券の当初の元本のほとんどすべてを, 予定された返済または期限前返済により回収した後に生じたもの
- iii) 企業にとって制御不能で, 非経常的であり, かつ, 企業が合理的に予期し得なかった単発的な事象に起因するもの

40) 改定前IAS39, pars. 51 and 52.

2 現行の取扱い

IASBは2008年10月13日、「金融資産の保有目的区分の変更（IASB [2008b]）」を公表し、有価証券の会計処理について改定した。最も重要な改定は、保有目的区分の変更に関する規定の改定である⁴¹⁾。

改定の経緯を簡単にまとめると次のようになる。

2008年4月に開催された7カ国財務大臣・中央銀行総裁会議（G7）において、金融安定化フォーラム（Financial Stability Forum, 以下、FSF）は金融市場の混乱要因の分析とそれに対する今後の対応を行うよう要請した（FSF [2008]）。IASBはFSFの要請への対応の一つとして、5月に専門家諮問パネル（Expert Advisory Panel, 以下、EAP）を設置した⁴²⁾。9月16日の報告書案（EAP [2008a]）の公表を経て、10月31日には最終報告（EAP [2008b]）を行った。さらに、10月14日には「活発ではなくなった市場における公正価値の適用に関するアップデートの提供」を公表している⁴³⁾。

IASBは、以上のようにFSFの要請に対する対応を行う一方で、ヨーロッパ内部からの圧力にも対応せざるをえない状況におかれていた。10月のヨーロッパ首脳による信用危機対応に関する会議において、ヨーロッパの金融機関はIASとアメリカ会計基準（以下、US GAAP）との規定が異なることによって不利益を被らないように要請した。「平等な条件の下で競争を行う（level playing field）」ために、金融商品の保有目的区分の変更を容認するよう要請したのである。US GAAPであるアメリカの財務会計基準（Statement of Financial Accounting Standards, 以下、SFAS）第115号では、稀な状況においてトレーディング証券から他の保有目的区分への変

更を認めていた⁴⁴⁾。これに対し、IAS39はHFTから他の保有目的区分への変更を認めていなかった。このことが不平等であるとして、保有目的区分の変更を禁じた改定前IAS39第50項を10月末までに改訂しない限り、第50項についてカーブアウト（carve out）することを明言したのである⁴⁵⁾。

IASBにとって、保有目的区分の変更を容認することは、経営者に恣意的な利益操作の可能性を僅かであれ与えることにつながるため、賛同できるものではなかった⁴⁶⁾。また、SFAS115における「稀な状況」とは極めて稀な状況を指しており、実際の適用事例もなかった⁴⁷⁾。しかし、現実の適用の有無とは別に、US GAAP準拠企業では保有目的区分の変更が可能であるのに、IAS準拠企業には変更の機会が与えられないのは考慮されるべき問題であると主張されたのである⁴⁸⁾。

さらに、カーブアウトを許してしまった場合の影響の大きさも改定への圧力となった。カーブアウトをした場合には、カーブアウト部分の規定を削除して適用することになる。ただし、新たな規定を追加することはできない。したがって、改定前IAS39第50項に関してカーブアウトを行った場合、自由に保有目的区分を変更できるのみならず、いくら金額をどの区分へ振り替えたか、いくら評価差額が発生したか等の情報をまったく開示しなくともよくなることが懸念された⁴⁹⁾。

このような事情から、IASBは保有目的区分の変更を認めざるを得なくなり、「単発の事象で、非常事態であり、かつ、きわめて稀な状況」に限り、SFAS115と同様の変更を認めたの

44) SFAS115, par. 15.

45) IAS39, par. BG104A.

46) IAS39, par. BG104B.

47) 山田・金子・平松 [2009], 89頁。

なお、アメリカ国内における「稀な状況」の詳細については、SECスタッフのコメントがよく知られている（SEC Office of the Chief Accountant and FASB Staff [2008]）。

48) IAS39, par. BG104C.

49) 企業会計基準委員会 [2008]。

41) 時価会計の停止と誤解することのないよう留意されたい（たとえば「日本経済新聞」2008年10月17日付け朝刊では、「日米欧、時価会計一部凍結へ 金融危機拡大封じへ非常手段」との見出しが掲げられている）。

42) EAP [2008b], par. 1.

43) IASB Press Release, 14 October 2008 “IASB Provides Update on Applying Fair Value in Inactive Markets.”

[図表3.3] 改定後IAS39の保有目的区分の変更に関する取扱い

	HFT	HTM	AFS
HFT	/	稀な状況では容認 (par. 50B) 再分類日の公正価値 (par. 50C)	稀な状況では容認 (par. 50B) 再分類日の公正価値 (par. 50C)
HTM	禁止 (par. 50)	/	資本直入 (par. 51) テインティング (par. 52)
AFS	禁止 (par. 50)	資本直入 (par. 51) テインティング (par. 52)	/

である⁵⁰⁾。

2008年10月以降のIAS39における保有目的区分間の変更に関する取扱いは、次のようにまとめることができる。まず、HFTへの変更は依然として認めていない⁵¹⁾。しかし、HFTから他の区分への変更は「稀な状況 (rare circumstances)」に該当する場合に認められることになった⁵²⁾。また、短期間で売買する意図で保有しなくなった場合には、AFSからHTMへ変更できるようになった⁵³⁾。これらの保有目的区分の変更の際しての簿価は、振替時の公正価値となる⁵⁴⁾。なお、IAS39は、2008年10月に公表されたものの、2008年第3四半期の期首となる7月1日に遡って適用が可能とされている⁵⁵⁾。これらの改定をまとめたものが上記の[図表3.3]である。

このような改定に関して、IASBの理事のうちの2名が反対を表明した。その理由は主に2つある。第1は、今回の改定がSFAS115との“level playing field”を確保することを名目として行われたにもかかわらず、SFAS115とIAS39とでは減損に関する規程が異なっていた点である⁵⁶⁾。第2は、正規の手続 (due process) を踏

んでいない点であった⁵⁷⁾。IASBは、新IASの公表が緊急事態によるものであり、国際会計基準委員会財団 (International Accounting Standards Committee Foundation) の同意を受けたことをもって公開草案の公表を省略したことを明示し、短期間の例外的措置であることを表明した⁵⁸⁾。IASBにとって、保有目的区分は依然として削減の対象であり、改定も一時的な承認にすぎなかったためである。

IV 結び 一保有目的区分の会計処理を巡る動向と今後の展開一

ここまで、有価証券の保有目的区分の変更に関する2008年の動向を概観してきた。2008年の信用危機に関連して、「時価会計の終焉」を称える論調がある。しかし、本稿で明らかにしたとおり、わが国においても、IASBにおいても、2008年後半の改定はあくまでも暫定的な改定に位置づけられている。

IASBは、暫定的に、ヨーロッパ金融機関からの“level playing field”達成の圧力を受けて、IAS39第50項を改訂し、有価証券の保有目的区分の変更を認めた。この結果、「稀な場合」がアメリカでは実際に稀であるのに対し、ヨーロッパではすでに変更が行われている⁵⁹⁾。

しかし、暫定的に対応する一方で、IASBの有価証券を含む金融商品に関する長期的なねら

50) IAS39, par. BG104D.

51) IAS39, par. 50.

52) IAS39, par. 50B.

53) IAS39, par. 50.

54) IAS39, par. 50C.

55) IAS39, par. 103G.

56) IAS39, par. DO1.

IAS39とSFAS115とを比較した場合、保有目的区分の変更を容認しない点では改定前IAS39が優れた規定であり、減損に関してはSFAS115が優れた規定であるから、今回の改定は会計基準の後退を招いてしまうと述べている (IAS39, par. DO3D)。ただし、FASB

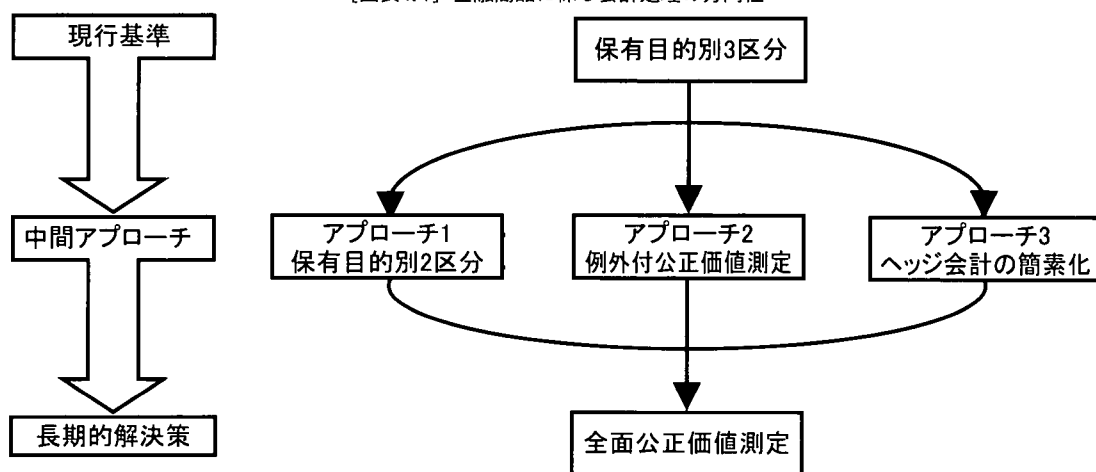
は2009年に減損に関して改定後IAS39にあわせる旨を公表しており、低きに流れる傾向があることは否定できない。

57) IAS39, par. DO4.

58) IAS39, par. BG104E.

59) Danske Bankなど、複数の金融機関が早速に変更を行っている。

〔図表4.1〕 金融商品に係る会計処理の方向性



いは保有目的区分の削減にある。それは、IASBが2008年3月19日に公表したディスカッション・ペーパー「金融商品の報告における複雑性の低減（Reducing Complexity in Reporting Financial Instruments, IASB [2008a]）」にみることができる。

金融商品に関する報告は、IASBとFASBの覚書（Memorandum of Understanding, 以下, MoU）の1項目であり、IASBとFASBとの間のコンバージェンスを目的とする共同プロジェクトの一つと位置づけられてきた（FASB/IASB [2006]）⁶⁰⁾。このプロジェクトにおいて、金融商品に係る会計処理の複雑性の低減が目標とされており、IASB [2008a] もその一環として公表されたものである。

金融商品に係る会計処理に関する複雑性とは「理解と適用が困難な状態」⁶¹⁾をいう。金融商品自体の複雑さだけでなく、金融商品に関する会計基準で代替的な会計処理が容認され、多くの例外規定が存在することにより、会計処理の複雑性を増加させていると指摘されていた⁶²⁾。

このような複雑性の低減を図るために、IASB [2008a] では、中間アプローチ（inter-

mediate approaches）と長期的解決策（a longterm solution）を提示している。前者は、（a）現行の測定規定を改定する、（b）例外規定を設けた上での公正価値測定原則によって現行の測定規定を交替する、（c）ヘッジ会計の規定を単純化する、という3つのアプローチを示している⁶³⁾。ただし、これらのアプローチはいずれも中間の経過的な方針である。IASB [2008a] の目指す方向性は、長期的解決策とされる「すべての金融商品について単一の会計処理を用いる」ことにある（〔図表4.1〕を参照）⁶⁴⁾。つまり、金融商品に関する複雑性を低減するためのIASBによる提案の方向性は、原則主義によって基準を簡素にし、すべての金融商品を単一の方法（公正価値）で測定することで理解と比較を容易にすることにあるのである⁶⁵⁾。

長期的解決策への経路としての中間アプローチの内容は次のようにまとめられる。

まず、アプローチ1で、当時のIAS39におけるHFT, HTM, AFSの3区分を廃止することを提案している⁶⁶⁾。この場合には、HTM区分を廃

60) FASBも金融商品ディスカッション・ペーパーに添付してコメント募集を行っている（板橋 [2008], 148頁）。

61) IASB [2008a], par. BD13.

62) IASB [2008a], pars. BD14-BD16.

63) IASB [2008a], section 2.

64) IASB [2008a], pars. 2.1-2.2.

65) IASB [2008a], section 3.

66) IASB [2008a], pars. 2.6-2.14.

なお、IAS39には、貸付金および債権（Loan and Receivables）も含めた4区分になっている。この区分はIAS39の対象である金融商品には該当するが、本稿の対象にしている有価証券には該当しないため、本

止する方法とAFS区分を廃止する方法の両方が考えられる。前者の場合には現行のテイニング規定の撤廃が⁶⁷⁾、後者の場合には期間損益の変動性 (volatility) の高まりが⁶⁸⁾それぞれ懸念されている。アプローチ2では、例外的に取得原価により評価する項目を定め、その項目以外には公正価値測定を要求することを提案している⁶⁹⁾。長期的解決策がすべての金融商品に公正価値測定を要求するのに対して、アプローチ2では純粋なインカムゲイン目的の債券のような性質の投資には取得原価測定を容認するという相違がある⁷⁰⁾。長期的解決策と方向性を一にするが⁷¹⁾、現行の実務からの急激な転回が問題視されると考えられている⁷²⁾。アプローチ3では、公正価値ヘッジとキャッシュ・フロー・ヘッジの簡略化を図ることを提案している⁷³⁾。この場合、ヘッジ会計自体を止めてしまうという方法と、あくまでも公正価値ヘッジとキャッシュ・フロー・ヘッジに関する規定を簡素化するという2つの方法が考えられるとしている。

これらの中間アプローチに対し、特に本稿に関係するアプローチ1は概ね支持されていない。作成者・監査人のカテゴリーでは多くが中間アプローチを支持せず、利用者のカテゴリーでも強い支持が得られなかった⁷⁴⁾。保有目的区分の削減と制約の廃止について、一部の関係者は複雑性を低減させることになるとして同意したものの、支持する方法はまちまちである。ア

プローチ2に至っては、さらに複雑性を増加させるとして、大多数が支持せず、反対意見を寄せている⁷⁵⁾。

一方、IASBの基本方針は、長期的解決策から明らかなように、保有目的区分を削減し、単一の方法で測定することを志向するものである。しかし、信用危機と“level playing field”を求めるヨーロッパ金融機関からの圧力により、IASBは緊急に方針の推進を停止せざるをえなくなった。そして、第Ⅲ節で示したように保有目的区分の変更を暫定的に認めるに至ったのである。

IASBは今回のIAS39の改定に際して“due process”を踏んでいない。その理由はヨーロッパ金融機関の圧力であると考えられている。ヨーロッパの金融機関が“level playing field”を言い訳としていることは、「稀な状況」を理由に第3四半期から相次いで保有目的区分を変更したことに明らかである。それどころか、改定のついでに、US GAAPが認めていないHFTへの分類までも認めさせるべく試みている。

しかし、IASBの真の狙いは保有目的区分の削減にある。IASBは、信用危機が一段落すれば、金融商品全般について全面公正価値測定を導入しようと意図している。次の改定で“due process”を正式に行う際にはIASBの意図と利害関係者の思惑が全面的にぶつかることが想定される。

文中の3区分についてのみ言及する。

67) IASB [2008a], par. 2. 10.

68) IASB [2008a], par. 2. 11.

69) IASB [2008a], pars. 2. 15-2. 22.

70) IASB [2008a], par. 2. 19.

71) IASB [2008a], par. 2. 21.

72) IASB [2008a], par. 2. 22.

73) IASB [2008a], pars. 2. 23-2. 98.

74) たとえば、わが国の全国銀行協会は、以下のようなコメントレターを提出している。

「満期保有目的区分を売却可能区分に吸収して一体化することは、純損益への影響はないから問題ないというわけではなく、純資産や金融商品の貸借対照表価額への影響はあり、実態を表さなくなるため、メリットより弊害の方が大きい。また売却可能区分（および満期保有目的区分）を売買目的（トレ

ーディング）区分に吸収して一体化することは、純資産や金融商品の貸借対照表価額への影響はない（場合もある）から問題ないというわけではなく、純損益への影響はあり、実態を表さなくなるため、メリットより弊害の方が大きい。さらに、「活発な市場で取引されるすべての金融商品に、公正価値での測定を要求すること」等も保有目的等の違いを無視することになり、実態を表さなくなるため、不適切な改訂になる」（出所は次註参照）。

75) IASB [2008a]に対しては、締切までに112通、最終的には162通のコメントが寄せられた。詳細は、<http://www.iasb.org/Current+Projects/IASB+Projects/Financial+Instruments+A+Replacement+of+IAS+39+Financial+Instruments+Recognition/Discussion+Paper+Reducing+Complexity+in+Reporting+Financial+Instruments/Comment+Letters/Comment+Letters.htm>を参照されたい。

アメリカ証券市場において、IFRSによる財務諸表の作成が試行されようとしている。導入が認められれば、コンバージェンスからアドプシオンへの転換となる可能性もある。ただし、カーブアウトしたEU IFRSを使用することは今後も認められない。最大の証券市場を有するアメリカがIFRSを採用すれば、都合が悪くなる度にカーブアウトをするEU IFRSの証券市場における信頼がゆらぎ、IFRSへの真の一元化が期待されるかもしれない。しかし、カーブアウトを切り札として特定地域の一部の産業によりIFRSが改定を続けるならば、かかるIFRSはカーブアウトしたEU IFRSと同じものになる。そのような偏向したIFRSは、証券市場における信頼性に疑問を呈される恐れがある。そうなれば、最大の証券市場を有するアメリカ証券市場において、国益のために公正な市場を確保し、投資者を保護することに使命を有するSECはIFRSのアドプシオンを停止するであろう。すでに、新政権におけるMary Schapiro SEC委員長が、就任前の2009年1月16日、上院銀行委員会において、IFRSのロードマップに縛られない旨を発言している。かかる理由として、IFRSへの移行に要するコスト、急な日程などの問題に加えて、IFRSの独立性に疑問があり、規定の信頼性に問題があることを挙げている⁷⁶⁾。この一方で、元連邦制度準備理事会議長で、元IASB評議会委員長でもあるPaul Volker経済回復諮問委員会（Economic Recovery Advisory Board）委員長はIFRSとのロードマップを支持しており、アメリカ国内の情勢も流動的である。

翻ってわが国をみるに、コンバージェンスかアドプシオンかの議論で揺れている。Tweedie議長をはじめとするIASBのメンバーは、様々な利害関係者から構成されており、時と場所によってコメントの内容も賛否も異なっている。

有価証券の保有目的区分の変更に関する2008年の動向から、IAS/IFRSは利害関係者の圧力に

よって暫定的に変更された。しかし、IASBは長期的には別の視点を有しており、今後、様々な思惑の交錯が予想されていることがわかった。このような状況からみれば、当面の取扱いとしたわが国の暫定的な改正は評価されよう。最終的な目標は2011年以降にあるゆえに、長期的な視点でわが国も検討しておく必要がある。コンバージェンスとアドプシオンのいずれかを決定するためにも、今後の国際的な会計基準設定主体の展開を検討し、慎重に判断する必要があるだろう。

参考文献

- ・ FASB, SFAS115, "Accounting for Certain Investments in Debt and Equity Securities," (issued in May 1993).
- ・ FASB/IASB, *Memorandum of Understanding between the FASB and the IASB*, "A Roadmap for Convergence between IFRSs and US GAAP - 2006 - 2008", FASB / IASB, 2006.
- ・ FSF, *Reporting of the Financial Stability Forum on Enhancing Market and Institutional Resilience*, FSF, 2008 (http://www.fsforum.org/publications/r_0804.pdf).
- ・ IASB, EAP, Draft Document, *Measuring and Disclosing the Fair Value of Financial Instruments in Markets That Are No Longer Active*, IASB, 2008a.
- ・ IASB, EAP, *Measuring and Disclosing the Fair Value of Financial Instruments in Markets That Are No Longer Active*, IASB, 2008 b.
- ・ IASB, Discussion Paper, "Reducing Complexity in Reporting Financial Instruments: Comments to be submitted by 19 September 2008," IASB, 2008a.
- ・ IASB, "Reclassification of Financial Assets: Amendments to IAS 39 Financial Instruments: Recognition and Measurement and IFRS 7 Financial Instruments: Disclosures", IASB, 2008b.
- ・ IASB, IAS39, "Financial Instruments: Recogni-

76) <http://www.webcpa.com/article.cfm?articleid=30446>
(最終閲覧日 2月16日)。

tion and Measurement,” (issued in March 1999 by IASC, last amendment in October 2008).

- ・ IASB, IFRS 7, “Financial Instruments: Disclosures,” (issued in August 2005, last amendment in October 2008).
- ・ 板橋淳志「IASBディスカッション・ペーパー『金融商品の報告における複雑性の低減』の概要」『季刊会計基準』第22号, 2008年9月, 148-154頁。
- ・ 企業会計基準委員会, 企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(2008年3月10日最終改定)。
- ・ 企業会計基準委員会, 実務対応報告第26号「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」(2008年12月5日公表)。
- ・ 企業会計基準委員会, 実務対応報告公開草案第29号「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い(案)」(2008年11月13日公表)。
- ・ 企業会計基準委員会, 論点整理「債券の保有目的区分の変更に関する論点の整理」(2008年10月28日公表)。
- ・ 企業会計基準委員会「IASB会議報告(第84回会議)」(http://www.asb.or.jp/html/iasb/minutes/20081013_084.pdf, 2009年2月9日最終閲覧)。
- ・ 日本公認会計士協会, 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(2006年10月20日最終改定)。
- ・ SEC Office of the Chief Accountant and FASB Staff, *For Immediate Release 2008-234*, “Clarifications on Fair Value Accounting,” 2008, SEC/FASB.
- ・ 山田辰己・金児昭・平松一夫「特別鼎談 国際会計基準の現状と世界の課題」, 『税経通信』, 第64巻第1号, 2009年1月, 70-96頁。